

9月1日から電子申請サービスが始まりました

マイナンバーカードをお持ちの方は、「鏡野町電子申請・届出システム」アプリを利用しスマートフォンで各種行政手続きができるようになりました。役場に出向かなくても、24時間どこからでも申請可能です。証明書等の手数料はクレジット決済のためキャッシュレスで便利です。アプリをインストールしてご利用ください。

○電子申請サービスで可能な手続き【113種類】

※令和3年9月1日現在

各種手続き	申請内容	
郵送請求	戸籍等申請書	戸籍謄本(抄本)、除籍・改製原戸籍、戸籍附票、身分証明書、独身証明書 等
	地籍図交付申請書	地籍図集成図(航空写真あり・なし)、地籍図一筆図
	町税に関する証明・閲覧申請書	資産証明、評価証明、課税証明、住宅用家屋証明書、所得・納税関係、車検継続審査用納税証明書、社会保険料納付額証明書、固定資産課税台帳、住民税申告書の写し
各種届出	有線テレビ、広報、ごみ・リサイクル、墓地、自主防災、林業、水道・下水道、移住・定住、区長会、マイナンバーカード利用の転届、住民・町税関係	
補助金申請	移住支援、地域づくり、バス、乗合タクシー、防災、資源ごみ、建設、水道・下水道、体育振興、文化財、組合育成、林業、商工、通学助成、空家改修、学校給食 等	

○電子申請サービスに必要なもの

1. マイナンバーカード（署名用電子証明書暗証番号）
2. 「鏡野町電子申請・届出システム」アプリ
3. スマートフォン※以下動作環境が必要です。

iOS (iPhone)	•NFC搭載 •OS Ver13.1以上
Android	•NFC搭載 •OS Ver6.0以上 •J-LISのJPKI利用者クライアント

※郵送請求時は、クレジットカード (VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, DISCOVER, Diners Club)

○電子申請サービスご利用方法



アプリのご利用手順は、鏡野町ホームページ (<http://www.town.kagaminno.lg.jp>) 「鏡野町電子申請・届出システム」内に掲載しています。

役場各受付窓口に設置のタブレット端末で申請書作成・印刷が可能となるサービスも開始しました。手書き不要で申請書作成時間の短縮につながります。ぜひご利用ください。

【タブレット端末設置場所：住民税務課、まちづくり課、産業観光課】

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：築山・入木 電話(0868)54-2985